

「令和 8 年度 市政報告会・意見交換会」開催結果（細江地区）

以下のとおり結果を報告します。

1 日時等

- (1) 日 時 8 月 3 日（月） 午後 7 時 0 0 分～午後 8 時 3 0 分
- (2) 会 場 細江コミュニティセンター
- (3) 内 容 市長からの市政報告・地区からの質問
- (4) 参加人数 5 6 人

2 市長からの市政報告

3 地区からの質問 別紙のとおり

4 当日の様子



令和 8 年度 市政報告会・意見交換会（細江地区）質問・要望一覧

日時：令和 8 年 8 月 3 日（月）

19 時 00 分～20 時 30 分

場所：細江コミュニティセンター

番号	事 項 名	担当部課
1	竜巻災害について	危機管理課 復興支援室
2	ふるさと納税の収支について	商工企業課 税務課

令和 8 年度 市政報告会・意見交換会
細江地区（8/3 開催）
質問事項・説明を希望する市政内容

件 名	1 竜巻災害について
内 容	昨年度の竜巻災害について、市が把握している課題は何ですか。 それに伴う、今後の復興計画と災害に備える市民の備えについて伺いたい。 【担当：復興支援室・危機管理課】
回 答	昨年の竜巻災害において被害に遭われた皆さまには、改めてお見舞い申し上げます。現在も、みなし仮設住宅に 6 2 世帯、県営住宅に 1 0 世帯の合わせて 7 2 世帯の方がご不便な生活を続けられております。住宅被害に遭われた皆様も含め、一日も早く竜巻災害前の通常の生活に戻れるよう、市としても引き続き寄り添った支援を行ってまいります。 ご質問の、昨年度の竜巻災害において市が把握している課題ではありますが、地区との連携の中で、市民の安否確認に時間を要したことや被害状況の把握に時間がかかったことが挙げられます。 また、風害では、屋根等の大部分に被害が生じている場合でも「全壊」等判定するためには、内観調査をする必要があったことから、調査業務に時間を要したこと、災害廃棄物の処理にあたり処理費用の積算に統一的な積算基準等が無かったことから、積算に多くの時間を要することになったこと、被災者生活再建支援制度や公費解体制度において、被災者の制度利用に制約があり、結果的に被災者の生活再建が進みにくい状況となっていることなどが挙げられます。 市では、これらの課題解決のため、風害時の被害認定調査の簡易判定基準の策定について、昨年 1 1 月 2 8 日に県と共に内閣府へ要望を行っております。

さらに、公費解体制度と災害等廃棄物処理事業については、明日 8 月 4 日に環境省へ、8 月 12 日に県へ要望に行ってまいります。

被災者生活再建支援制度につきましても引き続き、制度の改善を国や県へ要望をしてまいります。

併せて、市では、地域防災計画の見直しを実施し、地域防災計画へ突風・竜巻防除計画を新設し、職員が迷わずに動ける災害対応マニュアルの見直しを既に実施しております。

次に、今後の復興計画と災害に備える市民の備えについてですが、復興計画とは、特定大規模災害による地震などで被害を受けた地域を元に戻し、より安全に暮らせるように街を作り直すための基本方針をいいます。

具体的には、津波等で家屋がほとんど流されてしまった地域へ、災害に強い道路や公園、避難路などを整備することや、家を建てる場所や高台移転などを計画するものです。

このため、今回の竜巻災害では、復興計画の策定はしていませんが、竜巻災害前の通常の生活に戻れるよう支援を実施しているところです。

昨年 12 月 15 日には社会福祉協議会を通じて、ささえあいセンターを設置し、それぞれの環境の中で安心して日常生活を営むことができるよう、日常生活上の相談や孤立防止のための支援、関係機関への仲介などの支援を市保健師とともに活動し、現在までに延べ約 1,000 件の支援対応をしています。

併せて、本年 4 月 1 日から、総合健康福祉センターさざんか内に、復興支援室を設置し、引き続き被災された皆様の復興支援対策を関係機関、市の関係部課と共に継続して行っております。

また、災害に対する市民の備えについてですが、竜巻については台風に比べ、発生や進路を正確に予測することは、現在の気

	象学の知見をもってしても非常に困難な状況です。 このため、竜巻注意情報が発表された場合には、台風の備えと同様に、雨戸やシャッターを利用した家の戸締り、自宅の安全な場所への避難等を行っていただくことが、結果的に備えになるものと考えます。 なお、停電等に備え、懐中電灯、ラジオ等の情報収集機器、食料及び飲料水の備蓄も併せてお願いいたします。
--	---

令和 8 年度 市政報告会・意見交換会
細江地区（8/3 開催）
質問事項・説明を希望する市政内容

件 名	2 ふるさと納税の収支について
内 容	6 月 13 日の静岡新聞に 24 年度の「ふるさと納税が自治体の財政に与える影響額を会計監査員が調べたところ、2024 年度決算では 863 億円のマイナスが分かった。 返礼品の調達や仲介サイト運営事業者への手数料と言った募集経費と住民税控除額が影響し、17 年度から 24 年度の 8 年間では 3,262 億円のマイナス。 牧之原市の 8 年度の予算寄付額は 13 億 5 万円と昨年より増額を見込んでいるが、7 年度の収支決算はどうか？マイナスではないか伺いたい。 【担当：商工企業課・税務課】
回 答	令和 7 年度のふるさと納税の寄付額については、前年度比 3 億 4000 万円増の約 8 億 6,000 万円が全国から牧之原市へ寄附されております。 返礼品代や送料、システム使用料などの経費については、寄付額に対し 5 割弱の約 4 億 2,000 万円がかかっています。 市民の方が他の自治体へふるさと納税を行った場合には、減収となった金額に対して 75%が地方交付税により補填されることになっています。牧之原市については、令和 7 年度の市民税控除額は約 7,200 万円で、交付税で補填されない 25%、約 1,800 万円が減収となります。 令和 7 年度の収支としましては、約 8 億 6,000 万円から返礼品等の経費、約 4 億 2,000 万円と減収分の 1,800 万円を差し引いた約 4 億 2,200 万円がプラスとなり、市の様々な事業の財源として活用されている状況にあります。